

判例研究 バイク規制校則裁判(高知地判昭和63.6.6)⁽¹⁾

大 田 肇

(1990年8月31日)

1. はじめに

近年、校則による生徒の人権規制が論議されるようになり、その背景を含めて多面的な考察が必要となっているが、校則に関する争いが裁判にもちこまれるケースも増えつつある。最近の事例として、男子中学生の丸刈り校則が争われた事件(熊本地判昭和60.11.13判時1174号48頁)、女子中学生の標準着用等が争われた事件(京都地判昭和61.7.10判例地方自治31号50頁)、私立高校のバイク「三ない」校則が争われた事件(千葉地判昭和62.10.30判時1266号81頁)及び本件があり、さらにパーマ禁止違反を理由とする退学処分を争う訴訟⁽²⁾、バイク免許取得禁止違反を理由とする退学処分を争う訴訟⁽³⁾も提起されている。

上記の訴訟事件を大別すると、髪型・服装に関するものとバイクに関するものとに分けることができる。前者のうち、特に頭髪については、丸刈りを定めた校則を「著しく不合理であると断定することはできない」⁽⁴⁾とした熊本地裁判決に対して、厳しい批判がなされた(「……熊本地裁判所が承認したような規制利益の程度、内容では、この自由(髪形につき憲法上の自由一注・筆者)を否認し去るわけにはゆくまい……。例えば『清潔さを保たせること』は、あるいは刑務所の男性在監者(拘置所の刑事被告人ではなく)の丸刈り強制的理屈づけになるかもしれないが、生徒との関係ではいい説明になっていない。『人間関係を円滑に』とか『質実剛健の気風』とかは、抽象にすぎる。『スポーツをする上での便宜』は弱みにすぎる。『遅刻する』とか『櫛を使い授業に集中しなくなる』とかなどなどは、ほとんど屁理屈の域を出ない。』⁽⁵⁾)。また、日弁連も「学校生活と子どもの人権に関する宣言」(1985年10月19日)を發表し、その中で「『生徒心得』などの多くは、校内生活の心得、所持品規則、服装や髪型の規則、校内掲示や集会規制のみならず、通学路の規制から本来自由であるべき校外生活のあり方に至るまでこと細かく規定して」と、批判を加えた。文部省も、校則違反の髪型・服装の生徒を卒業アルバムからははずすなどの問題が広がるなか、「締め

付け校則緩和迫る」⁽⁶⁾姿勢を強くうちだしてきた。このような動きのなかで、丸刈りを義務付けた校則の見直し、学校現場で行われはじめた⁽⁷⁾。

これに対し、バイクに関する「三ない」校則については、政府の交通対策本部が高校生に対する二輪車の安全指導の充実(実技指導を取り入れる)を決め、「三ない運動」の再検討を促しているが⁽⁸⁾、学校現場での取り組みにはむすびついていない。バイクに対する規制は、頭髪・服装に対する規制と比較した場合、高校生のバイク運転は生命にかかわる可能性がきわめて高いという一面を無視することができず、学校現場としては、その見直しにおいて、より慎重にならざるをえないと思われる⁽⁹⁾。とはいえ、バイクを規制する校則をもつ大半の学校においては、その違反に対して、かなり厳しい懲戒処分を加えており⁽¹⁰⁾、生徒の学校生活に大きな影響を与えている。

こうした現状のなかで、裁判所がバイク規制校則及びそれに違反したとして加えられた懲戒についてどのような判断を下したのか、そこにはどのような問題があるのかを、公立高校における地域(距離)制限によるバイク規制校則及び懲戒処分を争った本件を通して、考察してみたい。

2. 事 実

X(原告)は、昭和59年9月当時、Y(被告・県)の設置管理する商業高等学校2年に在学していたが、バイクの「免許試験を受けるには学校の許可を得ることを要する。学校の定める地域外の生徒には受験を許可しない。」との校則の規定に違反し、学校の許可を受けることなく、同年2月にバイクの運転免許を取得した。Xは、本件校則の「学校の定める地域外の生徒」であったため、許可を願い出ても拒否されたはずである。これに対し、同校の校長は、同年9月1日に、校則違反を理由に、Xを無期停学処分にした(この処分については、Yは懲戒的性質を含んだ生活指導措置と主張し、争いがある)。同月14日、上記の処分は解除された。

Xは、上記の処分を以下の理由から違法であるとして、

国家賠償法1条1項又は民法715条1項に基づき、Yに対し慰謝料を請求した。つまり、(1)道路交通法88条1項1号によれば、16才以上の者はバイク免許を取得する資格があると解され、当時16才10ヵ月であったXの免許取得は適法であること、(2)Xの免許取得により、教育、学習上の実害が生じたとはいえないこと、(3)モーターレーゼーション時代といわれる社会情勢下で、高校生であるがゆえに免許取得・バイクの生活上の使用を一般的に禁止するのは不合理であること、(4)人命尊重、高校生の運転の不要性、非行防止、親の強い要求などの免許取得を禁止・制限する理由は、学校において一般的に禁止・制限措置をとる合理的な理由とはなりえないこと、などといった点から、免許取得を禁止・制限する合理性はないとし、その上で、本件校則は訓示的な意味を有するにすぎないものとし、したがって、これに違反したことを理由としてなされた上記の処分は、校長の裁量権を大きく逸脱し違法である、と主張した。

これに対しYは、(1)本件校則は生徒の安全保持、事故防止等を目的としていること、(2)一律全面禁止ではなく地域指定による許可制であること、(3)PTA関係団体及び生徒指導主事連絡協議会の決議に立脚し他校とも歩調を合わせたものであること、(4)事故が減少するなど一定の成果があがっていること、などを指摘し、校則の合理性を主張した。また、学校の設置目的を達成するために必要な事項を校則として定める権能を公立学校の校長は有しており、これに基づいて制定された本件校則は適法であると述べた。次に、Xに対する処分についても、学校教育法11条、同法施行規則13条2項によれば、定型的な3つの懲戒処分のほかにも、校長は教育上適切と思われる非定型的な措置を行うことができることと解され、上記の処分も本人に強く反省を促すという懲戒的性質を含み家族ぐるみの反省、指導を求める生活指導措置(Yは停学処分とは解していない)であって、適法かつ合理的であると主張した。

3. 判 旨

請求棄却

一. Xに対する措置(Xは停学処分と解する)の法的性質について

「校長がXに対して行った家庭謹慎措置は、非公式的色彩があって生徒指導要録には記入せず教育的指導を伴っている点において停学より軽いといえるが、登校を認めない点において停学と同じであるから、停学そのものであるとはいえないけれども、これに準ずる懲戒であるといわざるを得ず、その結果、原告は、入学許可によって取得した、本件高校の教育施設を利用し授業その他の正規の教育課程を履修することができるという地位を、一時的にもせよ、失われしめられたことになるというべきである。」

二. 校長の校則制定権について

「高等学校は、生徒の教育を目的とする公共的な施設(営造物)であるから、その校長は、法令上の根拠がなくても、生徒の生活指導、学校施設の利用関係など学校の設置目的を達成するために必要な事項を、行政立法たる営造物規則(内規)として、校則、生徒心得等の形式で制定し、これによって在学する生徒を規律する包括的権能を有すると解せられる。」

三. 校則の内容の適法性について

「校則等の内容については、事柄の性質上、校長が教育的・専門的見地からの裁量権を有するというべきであるから、その定めは、学校の設置目的を達成するのに必要な範囲を逸脱し著しく不合理である場合には、行政立法として無効になると考えられるが、そうでない限り、生徒の権利・自由を束縛することとなっても、無効とはいえず、生徒はこれに従うことを義務づけられるのであって、校則等の具体的規定が裁量権の逸脱、濫用に当たるかどうかは、校長がその規定を設けた趣旨、目的と社会通念に照らし、それが学校の設置目的との間に合理的関連性を有するかどうかによって決せられるというべきである。」

四. 本件校則の合理性について

「本件校則の趣旨、目的は、生徒が自由に免許を取得してバイク等を運転すれば、事故を惹起したり、非行に陥ってそれが広域化したり、バイク等に気を奪われて学業に専念できず生徒の本分に反する結果となるなどの恐れがあることから、免許取得を規制して、バイク等の使用を必要最小限にとどめ、もって、生徒の生命身体の安全を保持し、非行及びその広域化を防止し、学業に専念させて生徒の本分を尽くさせることにある……。」そして、以上の趣旨、目的が、「本件高校の教育方針の基本に合致し、学校の設置目的を達成するのに必要であることはいうまでもないところである。」

「本件校則は、免許取得を一律全面禁止するのではなく地域指定による許可制である。」

本件校則は、「PTA関係団体の決議や生活指導主事連絡協議会の申し合わせに立脚し高知県下の他校とも歩調を合わせたものであり」、「本件校則のようなバイク規制は、高知県下のみならず、全国的にも行われている……。」

「本件校則は、保護者に周知徹底して多くから支持されて」いる。

「事故件数の推移からして、かなりの成果をあげているものと認められる。」

「これらの諸点を総合して判断すると、本件校則は、校長の教育的・専門的見地からの裁量の範囲を逸脱した著しく不合理なものであるとはいえず、その趣旨、目的と社会通念に照らし、学校の設置目的と合理的関連性を有するも

のといわざるを得ない。」

五. 原告の主張について

「本件校則は、……その当否については、両論があり得るところであり、原告の主張も一つの見解として傾聴に値する。しかし、高校生のバイクの運転には常に前記のような事故等の恐れが伴うものであって、規制をしなければ事故等が増加する実情であることは否定し難いから、もしバイク規制を廃止して免許取得及び運転を自由に認めるとすれば、多数の生徒に対し、学校側が事故防止等のための特別の指導を行わなければならないが、(証拠略)によれば、本件高校はもとよりのこと、他校においても、予算及び人的物的な制約があって、そのような特別の指導を行い事故防止等を確保できるほどの態勢にはなく、保護者も学校の規制に頼っていることが認められるので、そういう現状からして、本件校則を不合理であると断ずることはできない。」

六. Xに対する措置の適法性について

「本件校則が合理性を有するものであることは前記のとおりであり、原告はこれに違反して免許を取得したのであるから、これについて校長が懲戒を行うことができるのは当然である。そして、懲戒が必要であるかどうか及び必要であるとしてどの程度の懲戒を行うかについては、やはり校長が裁量権を有するものというべきところ、右認定の事実及び前記の家庭謹慎の内容等に徴すると、校長が原告に対してした家庭謹慎措置が裁量権を逸脱した違法なものであるとは認め難い。なお、右の証拠並びに弁論の全趣旨によれば、校長は、自ら及びホーム担任教師らを通じ、原告及びその父親に対し、原告が本件校則に違反して免許を取得したことを理由に家庭謹慎措置を行う旨を告知し、かつ、これに応じるよう原告の父親を説得しようとしたことが明らかであるから、右措置につき原告主張のような手続的違法があったともいえない。」

4. 研 究

一. 校則の法的性質 —校則制定の法的根拠・主体—

本判決は、「大学は、国公立であると私立であるとを問わず、学生の教育と学術の研究を目的とする公共的な施設であり、法律に各別の規定がない場合でも、その設置目的を達成するために必要な事項を学則等により一方的に制定し、これによって在学する学生を規律する包括的権能を有するものと解すべきである」とした昭和女子大学事件・最高裁判決(昭49.7.19)⁽¹¹⁾を踏襲した前掲の千葉地裁判決(昭62.10.30)「高等学校は公立私立を問わず、生徒の教育を目的とする公共的な施設であり、法律に格別の規定がない場合でも学校長は、その設置目的を達成するために必要な事項を校則等により一方的に制定し、これによって在

学する生徒を規律する包括的権能を有(する)」⁽¹²⁾を、下敷としながら、本件校則を、公立学校の校則であるためか、「行政立法たる営造物規則(内規)」と性格づけている。

校則の法的性質を考察しようとする、「校則とは何か」が問題となるが、学校教育法施行規則3条の「学則」と同じ意味に使われたり、校内規則の総称として使われたり、いわゆる「生徒規則」「生徒心得」を意味するものとして使われたりしており、法令用語ではないことも影響してか、その定義は明確になされていない。そこで、最近の「校則問題」を論議する場合には、生徒の生活指導上のきまりであるところの上記「生徒規則」「生徒心得」に焦点が絞られているが、その中においても、(1)校内生活の規則、(2)校外生活の規則、(3)望ましい生徒像を掲げての訓示的なもの、(4)校則に違反した場合の制裁、罰則等に、分類できるほど⁽¹³⁾、さまざまな内容のものが混在している。

上記のように校則を把握したうえで、その法的性質を考察しようとするとき、「最も基本的な問題は、生徒の在学関係を、どのようにとらえるかということである」⁽¹⁵⁾とする主張がなされる。

この主張に沿って考察すると、在学関係(学校の設置者と生徒等との間の相互的關係)の法的性質については、(ア)特別権力関係説、(イ)契約関係説の2つの考えに大別することができる⁽¹⁶⁾。(ア)の考えによると、明治時代にできた行政法学説である特別権力関係論にもとづいて、国・公共団体と特別な関係(官吏や公吏といった勤務関係、国公立学校の学生や生徒といった在学関係など)にある者は、国・公共団体の包括的支配権の下に服してしまい、基本的人権も制約され、裁判での救済も認められない、ということになり、在学関係については、学生・生徒は学校という営造物を利用する地位にとどまることになる。文部省関係者はこの考えを採っている⁽¹⁷⁾。(イ)の考えによると、国公立学校・私立学校を問わず、在学関係は、生徒等が学校において教育を受けることを学校設置者と生徒等ないし保護者との間で契約することによって成立することになる。教育法学説の主流となっている考えである⁽¹⁸⁾。

しかし、この生徒の在学関係に関する2つの考え方に対してはそれぞれ批判が加えられている。(ア)に対しては、現在では行政法学からほとんど支持されなくなり⁽¹⁹⁾、最高裁判所も用語として用いておらず⁽²⁰⁾、「支持されないことに異論がなからう」⁽²¹⁾という判断が下されており、(イ)に対しては、特に公立学校の義務教育制度と契約関係との整合性をめぐって批判がある⁽²²⁾。

このように2つの考えにはかなり厳しい批判があるが、その前提とした在学関係の法的性質を規定しそこから校則制定の根拠と主体に関する結論を導き出そうとするアプローチそのものに、疑問が示されている。つまり、「在学

契約とか特別権力関係といったようなドグマティックによらず⁽²³⁾、「学校は、学校教育法等の法制に基づき、生徒の教育を担当し、それに必要な限りで生徒を規律できる⁽²⁴⁾」し、校則を定めることができるということを、当然の前提とするという考えが主張されている。(熊本地裁判決(昭和60.11.13)・千葉地裁判決(昭和62.10.30)はこの考えをとっているとと思われる)。

以上、校則の法的性質に関する論議を概観したわけであるが、争点が錯綜しており、校則一般で論ずることのできる状況ではないと判断し、バイク規制又は生徒指導の法令に焦点を絞って述べていきたい。

現行の法令には高校生のバイク規制を明記したものは存在していない。

そこで、高校生の生徒指導に関するものを見てみると、文部省設置法5条17号「……学校管理、教育課程、学習指導法、生徒指導その他初等中等教育のあらゆる面について、教育職員その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を与えること」、文部省組織令27条4号ハ「(高等学校課は一注・筆者)生徒指導に関し、指導と助言を与えること」、地方教育行政の組織及び運営に関する法律23条5号「(教育委員会は次のものを管理し、執行する。一注・筆者)学校の組織編成、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること」、同法48条2号「(文部大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県委員会は市町村に対し、その教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うが、それを例示すると一注・筆者)学校の組織編成、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱その他学校経営に関し、指導及び助言を与えること」などがあるが、「いずれも組織規定であって⁽²⁵⁾」、根拠規定とは解されず、生徒指導のあり方は規定されていない。したがって、「生徒指導については、各学校の教育自治に委ねられている⁽²⁶⁾」といわざるをえず、バイク規制についても、「学校教育法、地方教育行政法、教育委員会規則といったフォーマルな規律手段ではなく、生徒心得、懲戒処分内規といった各校レベルで発せられた行政規則により規律されている⁽²⁷⁾」といえる。

二. 本件校則の適法性

まず、本判決の論理展開に沿って考察してみたい。本判決は校長に校則制定権を認め、その内容についても「校長が教育的・専門的見地からの裁量権を有する」とし、校則が「裁量権の逸脱、濫用に当たるかどうかは、……それ(校則一注・筆者)が学校設置目的との間に合理的関連性を有するかどうかによって決せられる」とした。そして、その合理的関連性を認めたわけであるが、その土台となる学校設置目的(高等学校の目的「高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育及

び専門教育を施すことを目的とする」学校教育法41条)、又は本件高等学校の教育方針の基本「教育基本法の趣旨にのっとり進展する時代の要請と地域社会の要望に即応した実践的産業教育を行ない、身心強健で、独立の精神に富み、勤勉誠実で礼儀正しく、困難を克服して国家社会に貢献し得る清新気鋭の産業人育成に努める」は、きわめて漠然としており、そこからある学校の行為との合理的関連性を見出すことは、容易すぎるくらいであろう。したがって、少なくとも「生徒の権利自由を束縛することとなって」しまう場合には、設置目的の「空間的・時間的限定を考慮する必要がある⁽²⁸⁾」と思われる。つまり、それは学校の設置目的又は教育方針なのであり、(家庭の教育目的又は教育方針ではない)、基本的には、学校内でその実現に向けて努力されるべきものであると考える。

この点からバイク規制に言及すれば、学校による規制は、「通学路の安全確保と駐車場などの物的条件の不備などを理由とするバイク通学の制限および禁止」を限界とする⁽²⁹⁾、ということになる。また、例外的に通学以外の場合を規制しようとするならば、「きわめて強い正当化事由⁽³⁰⁾」を必要とすることになる。

以上の立場から本件校則をみると、その適法性には大いに疑問がもたれるわけであるが、強いて「きわめて強い正当化事由」を本判決の中に見い出そうとすれば、「高校生のバイクの運転(を)……規制をしなければ事故等が増加する実情であることは否定し難い」ことを、あげることができるかもしれない。しかし、高校生のバイク事故を防止する方法として、道路その他の交通施設の改善、道路交通法の改正、交通講習の強化、製造業者に対する規制の強化など、学校以外でなしうるものがある以上、やはり、「きわめて強い正当化事由」には該当しないと考える。

次に、本判決の論理展開の仕方について考察してみたい。本判決は、前述のように、校則の制定に関する校長の裁量を広く認め、きわめてゆるやかな審査基準・方法で校則の合理性を認めたわけであるが、本件校則によって侵害・制限される(されるかもしれない)生徒の人権については、「生徒の権利自由を束縛することとなっても」と触れている以外は、何も述べていない(原告の主張の中に憲法論がなかったことが影響していると思われるが、道路交通法88条1項1号については主張していたにもかかわらず)。

現在の憲法学説によれば、本件校則(バイク規制)は憲法13条にもとづく自己決定権を侵害する可能性がある、ということになる⁽³¹⁾。

自己決定権(「個人が一定の私的事項について権力による介入・干渉を受けずにみずから決定することができる権利⁽³²⁾」については、それを広くとらえる学説と、「人格的自己決定権」として限定的にとらえる学説⁽³³⁾)とがあり、

現在議論が交わされている段階であるが、後者の学説の立場からでも、オートバイ運転の自由は、人格的自已決定権よりも下位の「我々が日常生活において享有している権利や自由」＝一般的自由の一環と解されている⁽³⁴⁾。

また、憲法上の保障をひとまず措くとして、本件校則(バイク規制)は道路交通法88条1項1号にもとづく「法律で認められた一つの権利」⁽³⁵⁾を侵害することになる。しかも、法形式の面から見れば、法律が認めた権利を、法令に根拠をもたない校則(道路交通法90条一免許拒否・保留の権限は公安委員会にある、同103条一免許取消し・停止の権限は公安委員会にある、同109条一免許保管の権限は警察官にある)で規制する、つまり、「最下級段階」にある校則が「上級段階」にある道路交通法を否定したり無視する⁽³⁶⁾状態が生じることになる。

以上のように、原告の主張の仕方にも問題があると思われるが、本判決は考慮すべき論点について十分検討することなく、安易に本件校則の適法性を認めてしまったといえることができる。

三. Xに対する懲戒処分の適法性⁽³⁷⁾

本判決は、懲戒処分に関する校長の裁量を広く認め、校則違反に懲戒を行うことを「当然である」とした。これは、「学生の行為に対し、懲戒処分を発動するかどうか、懲戒処分のうちいずれの処分を選ぶか決定することは、その決定が全く事実上の根拠に基かないと認められる場合であるか、もしくは社会観念上著しく妥当を欠き懲戒権者に任された裁量権の範囲を越えるものと認められる場合を除き、懲戒権者(学長一注・筆者)のみに裁量に任されているものと解する」とした京都府立医大事件・最高裁判決(昭和29.7.30)⁽²⁰⁾を踏まえたものと思われるが、同最高裁判決は、学長が学生に対する懲戒処分を決めるについては「当該行為の軽重のほか、本人の性格および平素の行状、右行為の他の学生に与える影響、懲戒処分の本人および他の学生におよぼす訓戒的効果等の諸般の要素を考量する必要がある、これらの点の判断は、学内の事情に通じようし直接教育の衝に当るものの裁量に任すのでなければ、適切な結果を期することができない」とも述べて、学長の裁量を根拠づけると同時にそれを限定する項目を示したといえる⁽³⁸⁾。このことは、学校における懲戒が、その根拠法令である学校教育法12条「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは……学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる……」(注・傍点筆者)、学校教育法施行規則13条1項「校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当っては、児童等の心身の発達に應ずる等教育上必要な配慮をしなければならない」(注・傍点筆者)、同2項「懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長……がこれを行う」⁽³⁹⁾からして、公務員法上の秩序を維持するための公務員懲戒

処分⁽⁴⁰⁾と異なったものでなければならない。つまり「教育的懲戒」⁽⁴¹⁾でなければならないという要請に、応じたものであるといえることができる。

特に、懲戒処分については、生徒等の在学関係上の地位・権利を左右するものであることから、(ア)懲戒処分をなす要件として、a「当該生徒の行動より生じた学校の教育、学習上の実害」の存在、b「非強制的な生活指導で対処しうる域を越え」ていること、c「他の生徒や教職員の権利との衝突の強制的な調整の必要が認められること」をあげる主張があり⁽⁴²⁾、また(イ)懲戒処分決定に関する適正手続として、「弁明の機会」「職員会議の審議」などをあげる主張があり⁽⁴³⁾、最高裁も奈良学芸大学カンニング事件判決(昭和35.6.28)において「被上告人」(学長一注・筆者)は上告人(被処分学生一注・筆者)に対し十分に弁明の機会を与えて、補導委員会、教授会で処分を慎重に検討した上で退学処分に付したことは明白であって……違法はない」としている⁽⁴⁴⁾。

この点からXに対する懲戒処分をみると、校則違反即処分というやり方には(ア)・bの観点から疑問がもたれるし、a・cについては、原告の主張が妥当と思われる。(イ)の観点については、本判決は「手続的違法があったともいえない」とし、これは一応肯定できると思われるが、懲戒処分のあり方及び校則違反と懲戒処分の関連につき、もう少し慎重に、議論を展開すべきであったと考える。

四: 今後の課題

本判決に対しては、あまりにも学校の措置を肯定的にとらえすぎているという批判が強い。では、バイク規制をなくしてどうするのかという点については、バイク運転の安全教育を学校に求める意見もあるが⁽⁴⁵⁾、多くは学校本来の守備範囲を明確にし、その範囲内での対応を主張している。それは、現在のわが国の学校が、パターナリズム(Paternalism)「ある人の行為が他人の利益を侵害することがなくても、もっぱらそうすることが本人の利益を確保するために必要だという理由で、本人の行為に干渉を加えること」⁽⁴⁶⁾を強めている状況の中で、生徒等の自由・権利をどこまで尊重すべきかを模索している作業の1つといえる⁽⁴⁷⁾。

また、1970年に愛知県からはじまったとされるバイク、「三ない運動」は、1982年8月の全国高等学校PTA連合会全国大会での特別決議でそのピークをむかえることになったが、それが、現在、見直しを迫られていることは前述した。この「運動」が学校現場に与えた影響の大きさ⁽⁴⁸⁾を考えると、その分析・検討が必要であると考える。

まとめとして、校則をめぐる法律問題は多面的・複合的であり、憲法・行政法・教育法・家族法などの観点から総合的に検討していかなければならず、今後の研究に委ねら

れている課題が数多くあることを確認しておきたい。

注

- (1) 判時1295号50頁。
- (2) 朝日新聞1988年6月22日。
- (3) 朝日新聞1989年1月27日(夕刊)。
- (4) 判時1174号57頁。
- (5) 奥平康弘『憲法にこだわる』(日本評論社, 1988年) 30頁。その他の批判として阿部泰隆「男子中学生丸刈り校則—生徒の人権と専門裁量」法学教室1986年2月号。
- (6) 朝日新聞1988年4月9日, 同1988年4月25日(夕刊), 同1988年5月20日。
- (7) 山陽新聞1989年8月16日。
- (8) 朝日新聞1989年6月12日。
- (9) 文部省はかなり早い時期から交通安全運転指導を主張してきている。坂本秀夫『バイク退学事件の研究』(三一書房, 1987年) 41頁—43頁, 46頁注⑬参照。
- (10) 高知県の県立高等学校(全日制)について, 判時1295号56頁。
- (11) この判決に対する批評として, 高田敏・行政判例百選Ⅰ(第2版) 52頁, 永井憲一・教育判例百選(第2版) 38頁, 田口精一・憲法判例百選Ⅰ(第2版) 18頁, 兼子仁『教育権の理論』(勁草書房, 1976年) 174頁, 『[ゼミナル] 憲法裁判』(日本評論社, 1986年) 290頁, など。
- (12) この判決に対する批評として, 森部英生「校則の法的性質と学校」季刊教育法72号108頁, 小林武「高校生のバイク禁止と学校長の生徒規律権限」法学セミナー1988年8月号113頁, 坂本秀夫前掲書(9), など。
- (13) ジュリスト912号座談会「校則問題を考える」5頁石川弁護士発言。具体例については, 坂本秀夫『生徒規則マニュアル』(ぎょうせい, 1987年), 高野桂一『生徒規範の研究』(ぎょうせい, 1987年) など参照。
- (14) こうした多種多様な状態に対し, 校則を類型化しより厳密な定義を試みたのが, 市川須美子「校則裁判と生徒の権利保障」ジュリスト918号55頁。
- (15) 伊藤公一「校則の法的性格」季刊教育法48号16頁。
- (16) その中間に附合契約説があるとされるが, 省略する。上井長久「学校における子どもの構利と法的地位」(講座教育法第5巻所収, 総合労働研究所, 1981年) 32・33頁参照。
- (17) 菱村幸彦『生徒指導の法律常識』(第一法規, 1977年) 31頁。文部省としての考えについては, 「そうした考え方(特別権力関係説又は附合契約説)に立って, 文部省として校則について説明した, という事はない」

(前掲⑬座談会7頁辻村文部省初等中等教育局中学校課長発言)。

- (18) 兼子仁『教育法〔新版〕』(有斐閣, 1978年) 405頁, 永井憲一『憲法と教育基本権〔新版〕』(勁草書房, 1985年) 200頁。
- (19) 田中二郎『新版行政法上巻〔全訂第2版〕』(弘文堂, 1974年) 91頁参照。
- (20) 京都府立医大事件・最高裁判昭29・7・30。この判決に対する批評として, 保木本一郎・行政判例百選Ⅰ(第2版) 62頁, 室井力『現代行政法の原理』(勁草書房, 1973年) 350頁, 兼子仁『教育法学と教育裁判』(勁草書房, 1969年) 148頁など。
- (21) 戸波江二「校則と生徒の人権」法学教室1988年9月号8頁。
- (22) 戸波江二前掲⑫論文同頁, 伊藤公一前掲⑮論文19頁など。
- (23) 前掲⑬座談会6・7頁塩野教授発言。
- (24) 戸波江二前掲⑫論文同頁。
- (25) 菱村幸彦前掲書⑪721頁。
- (26) 永井憲一前掲書⑧197頁。
- (27) 大橋洋一「最新判例批評・県立高等学校の校則違反(バイクの運転免許取得)を理由とする自宅謹慎措置の適法性」判例評論365号43頁。
- (28) 大橋洋一前掲⑯論文45頁。
- (29) 市川須美子前掲⑭論文59頁。同旨のものとして, 森部英生前掲⑫論文113頁, 小林武前掲⑫論文113頁など。
- (30) 戸波江二前掲⑫論文10頁。
- (31) 戸波江二前掲⑫論文9頁。髪形の自由の憲法上の根拠を, 奥平康弘前掲書(5)28頁は, 13条にもとめている。
- (32) 浦部法穂『憲法学教室Ⅰ』(日本評論社, 1988年) 53頁。
- (33) 樋口=佐藤=中村=浦部『注釈日本国憲法上巻』(青林書院新社, 1984年) 302頁(佐藤幸治執筆)。
- (34) 広沢明「学校教育と子どもの人権—生徒の髪型の自由をめぐる—」日本教育法学会年報17号190頁。
- (35) 大橋洋一前掲⑯論文45頁。
- (36) 森部英生前掲⑫論文113頁。
- (37) 本件で争点の1つとなったXに対する懲戒処分の本質については, ここでは特に論じない。その点に関する本判決の問題点を指摘したものととして, 市川須美子前掲⑭論文59頁。
- (38) 校長の裁量を根拠づけるこれらの項目に対する批判として, 坂本秀夫前掲書(9)113頁—116頁。
- (39) 「校長……がこれを行う」については, 兼子仁前掲書⑬461頁参照。
- (40) 鶴飼信成『公務員法〔新版〕』(法律学全集7—Ⅱ, 有斐閣, 1980年) 288頁。

- (41) 兼子仁前掲書(18433頁。坂本秀夫『生徒懲戒の研究』(学陽書房, 1982年)参照。
- (42) 市川須美子前掲(4)論文57頁。これらの要件が存しなくても、懲戒処分をなすには、「明確な法律上の根拠を要する」とする。
- (43) 坂本秀夫前掲書(9)131頁など。
- (44) この判決に対する批評として、外間寛・教育判例百選(第2版)110頁など。
- (45) 小林武前掲(12)論文113頁。安全運転教育の実践例として、阿部孝伸「“乗せて指導する”オートバイ指導」月刊生活指導1982年12月号、実技指導への疑問として速水洋『オートバイ問題読本』(学事出版1985年)184頁参照。
- (46) 澤登俊雄「校則違反と懲戒一人権と保護の接点をさぐる」ジュリスト912号23頁。
- (47) 学校以外の社会におけるパートナーリズムについて、山田卓生『私事と自己決定』(日本評論社, 1987年)参照。
- (48) 本校に関しては、1982年11月13日「揺れる学園」(再燃・交通戦争)、1983年2月24日、同月25日、3月3日「防げ!交通死亡事故、津山工専一多発の背景をつく、㊦・㊧・㊨」として、山陽新聞で報道されたが、本校学生が1982年3月から1983年2月までに5件の死亡事故をおこしたと、それが「三ない運動」の全国的展開と重なったため、特にマスコミに取り上げられたようである。しかし、その取り上げる視点は、はっきりとしていなかったように思われる(前掲1983年3月3日の記事と、1982年3月2日「増える“自殺型”交通事故」山陽新聞社説及び同年8月28日「高校生の『バイク禁止』」山陽新聞社説との比較)。

本稿の資料につき、本学学生課にお世話になりました。深く感謝いたします。